第35条（第33条関係）

銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 銃砲刀剣類所持等取締法第７条第２項の規定により、許可証の | □亡失  □盗難  □滅失 | について届け |

出るとともに、許可証の再交付を次のとおり申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和　　　年　　　月　　　日

　　山口県教育委員会　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申  請  人 | 本籍 |  |
| 住所 |  |
| ふりがな |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 年　　　　月　　　　日（　　　歳） |
| 電話番号 |  |
| 申請の理由 |  | |
| ※亡失、盗難又は滅失の状況を記載すること。 | |
| 所持許可証 | 許可証の種別 | □猟銃・空気銃所持許可証（様式第29号）  □クロスボウ所持許可証（様式第29号の２）  □銃砲所持許可証（様式第30号） □クロスボウ所持許可証（産業等用）（様式第30号の２）  □刀剣類所持許可証（様式第31号）  □銃砲所持許可証（FIREARMS PERMIT）（様式第32号）  □クロスボウ所持許可証（CROSSBOWS PERMIT）（様式第32号の２）  □刀剣類所持許可証（SWORDS PERMIT）（様式第33号） |
| 許可証番号 | 第　　　　　　　　　　　　　　　　　　号 |
| 交付年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 交付公安委員会 | 公安委員会 |

備考　１　亡失、盗難、滅失の別及び許可証の種別欄には、該当する□内にレ印を記入する

こと。

　　　２　亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添

付すること。